

市民税・県民税申告書の記載例を徳島市ホームページに掲載しています。また、ホームページにて印刷した市民税・県民税申告書に必要事項を記入し、提出することもできます。

ぜひ、ご利用ください。

〈インターネットで検索 徳島市 市民税 申告書 検索〉

申告書の書き方

住所・氏名等欄の記入

現住所、1月1日現在の住所、氏名、生年月日、電話番号、職業、勤務先を記入してください。

なお、生年月日の元号欄には該当する1~5の数字を記入してください。

個人番号（マイナンバー）欄が空白の場合は、個人番号（マイナンバー）を記入してください。

公的年金等の収入があった人

公的年金等支払者（日本年金機構など）から送付された源泉徴収票に記載の支払金額を申告書表面右の「キ」に記入したうえで、申告の手引き表面の公的年金等に係る雑所得金額の速算表にあてはめて計算した所得金額を「(7)」に記入してください。

医療費控除を申告される人

医療費控除またはセルフメディケーション税制のいずれかを選び、□に✓を記入してください。

給与の収入があった人

■給与所得の源泉徴収票をお持ちの人

源泉徴収票の内容を申告書の各項目に転記してください。

■給与所得の源泉徴収票がない人

申告書裏面の「6 給与所得の内訳」に年収の明細・勤務先等を記入した後に、給与の合計額を申告書表面右の「カ」に記入したうえで、申告の手引き表面の給与所得金額の速算表にあてはめて計算した所得金額を「(6)」に記入してください。

営業等・不動産・配当などの収入があった人

申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」または「8 配当所得に関する事項」に、所得の種類、収入金額、必要経費等を記入し、申告書表面右の「ア~オ」に収入金額を、「(1)~(5)」に所得金額を記入してください。

また、対象となる控除等がある場合は、申告書の手引き裏面を参考に各項目を記入してください。

なお、専従者給与について申告をする場合は、申告書裏面の「11 事業専従者に関する事項」に、専従者の氏名等および専従者給与（控除）額を記入してください。

（注）必要経費の対象は、商品の原価等の費用であり、事業に関連しないもの（所得税、住民税、住宅用家賃など）は含みません。

一時的な収入・その他の収入があった人

申告書裏面の「9 雜所得（公的年金等以外）に関する事項」または「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に収入金額、必要経費、所得金額等を記入し、申告書表面右の「ク~シ」に収入金額を、「(8)~(11)」に所得金額を記入してください。

添付書類は、同封の添付書類台紙に貼ってご提出ください。

●源泉徴収票の写しの添付にご協力ください。
●対象となる控除等がある場合は、申告の手引き裏面を参考に各項目を記入してください。
●各種所得内容の説明は申告の手引き表面をご覧ください。
●所得金額の計算に必要な、収入・必要経費がわかる書類（写し）を添付してください。

徳島市役所2階

税務事務所 市民税課 22番窓口
〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
TEL 088-621-5063・5064・5065

受付印		令和8年度分 市民税・県民税 申告書 令和8年2月17日提出 表	
この申告書を提出する所		現住所 徳島市幸町2丁目5番地	
1月1日現在の住所		同上	
氏名 徳島 太郎		勤務先 xx販売(株)	
元号 年 月 日 088		個人番号 (マイナンバー) 621-5063	
3 51 4 1		※個人番号 (マイナンバー) 123 4	
扶養控除		扶養控除	
トクシマ タロク		扶養控除	
徳島 太郎		扶養控除	
3 51 4 1		扶養控除	
621-5063		扶養控除	
13 生年月日		電話番号 (市町村番) 152100	
14 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
15 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
16 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
17 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
18 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
19 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
20 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
21 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
22 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
23 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
24 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
25 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
26 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
27 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
28 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
29 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
30 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
31 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
32 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
33 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
34 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
35 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
36 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
37 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
38 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
39 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
40 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
41 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
42 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
43 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
44 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
45 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
46 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
47 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
48 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
49 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
50 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
51 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
52 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
53 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
54 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
55 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
56 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
57 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
58 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
59 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
60 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
61 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
62 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
63 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
64 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
65 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
66 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
67 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
68 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
69 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
70 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
71 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
72 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
73 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
74 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
75 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
76 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
77 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
78 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
79 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
80 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
81 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
82 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
83 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
84 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
85 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
86 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
87 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
88 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
89 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
90 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
91 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
92 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
93 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
94 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
95 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
96 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
97 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
98 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
99 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
100 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
101 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
102 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
103 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
104 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
105 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
106 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
107 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
108 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
109 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
110 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
111 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
112 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
113 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
114 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
115 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
116 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 770-8571	
117 申告書提出の年月日		郵便番号 (市町村番) 77	

所得控除の種類・金額

所得控除の内容については、下記をご覧のうえご記入ください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項、4 所得から差し引かれる金額

控除の種類	控除の要件等 (令和7年12月31日の現況)	控除額(控除額の計算方法)	
(13) 社会保険料控除	令和7年中にあなたが支払った健康保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金等の掛金がある場合。 ※国民年金保険料・国民年金基金の掛金の控除適用には控除証明書等が必要です。	支払額全額	
(14) 小規模企業共済等掛金控除	令和7年中にあなたが支払った小規模企業共済、地方公共団体が行う心身障がい者扶養共済、個人型確定拠出年金などの掛金がある場合。 ※掛金の証明書等が必要です。	支払額全額	
(15) 生保料控除	令和7年中にあなたやあなたの扶養親族等を受取人とする生命保険契約等の保険料や、介護医療保険契約等の保険料、個人年金保険契約等の保険料などを支払った場合。 ※保険会社等が発行する控除証明書が必要です。 ※控除の対象となる保険料は、支払保険料から配当金や割戻金を差し引いた金額です。 ※控除額の計算において、算出した金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げてください。	一般生命保険料分(A 旧契約分+B 新契約分)+C 介護医療保険料分+個人年金保険料分(D 旧契約分+E 新契約分)(合計限度額70,000円) ●控除額の計算方法 区分 支払保険料額 控除額 旧契約 A 一般生命保険 15,000円以下 支払額の全額 D 個人年金保険 15,001円~40,000円 支払額×1/2+7,500円 平成23年12月31日以前の契約 40,001円~70,000円 支払額×1/4+17,500円 70,001円以上 35,000円 新契約 B 一般生命保険 12,000円以下 支払額の全額 C 介護医療保険 12,001円~32,000円 支払額×1/2+6,000円 E 個人年金保険 32,001円~56,000円 支払額×1/4+14,000円 56,001円以上 28,000円 ※それぞれ契約区分に旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、上記の表により旧契約・新契約ごとに控除額を算出し、合計します。その場合の限度額は28,000円です。ただし、旧契約のみで計算した控除額が、合計した控除額により大きくなる場合は、旧契約のみで計算した控除額を適用することができます。	
(16) 地保料控除	令和7年中にあなたやあなたの扶養親族等の地震保険契約等の保険料を支払った場合。 ※保険会社等が発行する控除証明書が必要です。 A 地震保険契約 B 長期損害保険契約等 平成18年12月31日までに締結し、契約変更していない、満期返戻金のある10年以上の契約	A 地震保険契約分+B 長期損害保険契約等分(合計限度額25,000円) ●控除額の計算方法 区分 支払保険料額 控除額 A 地震保険 50,000円以下 支払額×1/2 50,001円以上 25,000円 B 長期損害保険 5,000円以下 支払額の全額 5,001円~15,000円 支払額×1/2+2,500円 15,001円以上 10,000円 ※一つの損害保険契約等が、地震保険契約と長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合は、いずれか一方の契約区分に該当するものとして控除額を計算します。	
(17)~(18) 寡婦控除	①夫と離婚し再婚していない人、扶養親族(扶養親族の要件については欄外※1を参照)があり、令和7年中の合計所得金額が500万円以下の場合。 ②夫と死別し再婚していない(または夫の生死が明らかでない)人で、令和7年中の合計所得金額が500万円以下の場合。 ※事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は対象外。	26万円	
ひとり親	婚姻歴の有無に関わらず、生計を一にする子(「生計を一にする子」の要件については欄外※2を参照)があり、令和7年中の合計所得金額が500万円以下の場合。 ※事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は対象外。	30万円	
(19) 勤労学生控除	あなたが大学、高等学校等の学生で、令和7年中の合計所得金額が85万円以下(給与収入の場合150万円以下)の場合。※学生証や学校から交付される証明書が必要です。 (注)自己の勤労による所得が10万円以下の場合に限ります。	26万円	
(20) 障がい者控除	あなたやあなたの扶養親族等が障がい者である場合。(手帳の種別・等級などにより、①特別障がい者、②普通障がい者に区分されます。)なお、特別障がい者が同居の扶養親族等の場合は、控除額に23万円が加算されます。 ※障がいの種別・等級(程度)のわかる各種手帳または障がい者控除対象者認定書等が必要です。 ①特別障がい者 身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A(重度)、精神障がい者保健福祉手帳1級など ②普通障がい者(その他の障がい者) 身体障がい者手帳3~6級、療育手帳B(中・軽度)、精神障がい者保健福祉手帳2・3級など	① 30万円 (53万円) ()は同居の場合 ② 26万円	
(21) 配偶者控除	あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下であると生計を一にする配偶者(※)の令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合。 (給与のみの場合は給与収入が123万円以下) ①一般(69歳以下)の控除対象配偶者 昭和31年1月2日以後生まれの ②老人(70歳以上)の控除対象配偶者 昭和31年1月1日以前生まれの ※他の者の扶養親族・事業専従者の場合は除きます。 ※納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者控除の適用はありません。この場合、申告書の「同一生計配偶者」欄に、配偶者の氏名等と□に✓を記入してください。	納税義務者本人の合計所得金額 区分 控除額 一般 33万円 22万円 11万円 老人 38万円 26万円 13万円	

※1 「扶養親族」は、令和7年中の合計所得金額が58万円以下で、他の者の扶養親族でない者に限ります。

※2 「生計を一にする子」は、令和7年中の総所得金額が58万円以下で、他の者の扶養親族でない子に限ります。

控除の種類	控除の要件等 (令和7年12月31日の現況)	控除額(控除額の計算方法)
(22) 配偶者特別控除	あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(※)の令和7年中の合計所得金額が58万円を超える133万円以下の場合。 (給与のみの場合は給与収入が123万円を超える201万円未満) ※他の者の事業専従者となっている場合を除きます。(重複不可)	納税義務者本人の合計所得金額 配偶者の合計所得金額 控除額 900万円以下 900万円超 950万円以下 1,000万円以下 58万円超 95万円以下 33万円 22万円 11万円 95万円超 100万円以下 33万円 22万円 11万円 100万円超 105万円以下 31万円 21万円 11万円 105万円超 110万円以下 26万円 18万円 9万円 110万円超 115万円以下 21万円 14万円 7万円 115万円超 120万円以下 16万円 11万円 6万円 120万円超 125万円以下 11万円 8万円 4万円 125万円超 130万円以下 6万円 4万円 2万円 130万円超 133万円以下 3万円 2万円 1万円
(23) 扶養控除	あなたと生計を一にする配偶者以外の扶養親族(※)のうち、令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合。 (給与のみの場合は給与収入が123万円以下) ※他の者の扶養親族・事業専従者となっている場合を除きます。(重複不可)	区分 控除額 該当者 一般 33万円 16歳以上で下記以外の人 (平成22年1月1日以前生まれの人で下記以外) 特定扶養 45万円 19歳~22歳の人 (平成15年1月2日~平成19年1月1日生まれの人) 老人扶養 38万円 70歳以上の人 (昭和31年1月1日以前生まれの人) 同居老親等 45万円 老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母等で同居している人
(24) 特定親族特別控除	あなたと生計を一にする特定親族(特定親族の要件については欄外※3を参照)の令和7年中の合計所得金額が58万円を超える123万円以下の場合。 (給与のみの場合は給与収入が123万円を超える188万円以下) ※他の者の特定親族・事業専従者となっている場合を除きます。(重複不可) 申告書の「特定親族特別控除」欄に対象者の氏名等と「特親」に○を記入してください。	特定親族の合計所得金額 控除額 58万円超 95万円以下 45万円 95万円超 100万円以下 41万円 100万円超 105万円以下 31万円 105万円超 110万円以下 21万円 110万円超 115万円以下 11万円 115万円超 120万円以下 6万円 120万円超 123万円以下 3万円
(25) 基礎控除	あなたの令和7年中の合計所得金額が2,500万円以下の場合。	納税義務者本人の合計所得金額 控除額 2,400万円以下 43万円 2,400万円超 2,450万円以下 29万円 2,450万円超 2,500万円以下 15万円
(26) 雜損控除	令和7年中にあなたやあなたの扶養親族が災害・盗難・横領などにより生活用資産等に損害を受けた場合。 ※警察の盗難届、消防署の罹災証明、災害関連支出の金額の領収書等が必要です。	次のいのちかの多い人の金額 ①差引損失額-(総所得金額等の10%) ②差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円 (注)差引損失額-損失額-保険金等による補てん額
(27) 医療費控除	令和7年中にあなたやあなたの扶養親族等の医療費を支払った場合。 ※明細書の添付が必要です。(領収書の添付は不要です。)	(支払った医療費-保険金等による補てん額)-〔(総所得金額等の5%)と10万円のいのちかの少ない金額〕(限度額200万円)
(28) セルフメディケーション税制	令和7年中にあなたが、健康への一定の取組を行い、あなたやあなたの扶養親族等のスイッチOTC医薬品購入費を支払った場合。 ※明細書の添付が必要です。(領収書の添付は不要です。)	(支払ったスイッチOTC医薬品購入費-保険金等による補てん額)-1万2千円 (限度額8万8千円)

※3 「特定親族」は、生計を一にする19歳以上23歳未満で、控除対象扶養親族でない人に限ります。

申告書裏面の書き方

下記の内容を申告書の裏面に記入した後に、申告書の表面をご記入ください。

6 給与所得の内訳	日給などの給与所得のある人や、源泉徴収票のない人は記入してください。 年収の明細・勤務先等を記入し、合計額を申告書表面右の「力」に、給与所得金額の速算表で計算した所得金額を「(6)」に記入してください。
7 事業・不動産所得に関する事項	所得の種類(営業等・農業・不動産の種別)、所得の生ずる場所(営業地・不動産の物件地等)、必要経費をそれぞれ記入してください。 収入金額をそれぞれ申告書表面右の「ア~ウ」に、必要経費を差し引いた所得金額を「(1)~(3)」に記入してください。
8 配当所得に関する事項	配当所得の種類(株式等・その他の種別)、所得の生ずる場所(配当の銘柄)、支払確定年月、収入金額、必要経費をそれぞれ記入してください。収入金額を申告書表面右の「オ」に、必要経費を差し引いた所得金額を「(5)」に記入してください。
9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項	種目(公的年金等以外の収入の内容)、所得の生ずる場所(公的年金等以外の雑所得が生ずる場所)、必要経費をそれぞれ記入してください。 収入金額を申告書表面右の「ク~ケ」に、必要経費を差し引いた所得金額を「(8)~(9)」に、公的年金等の所得金額との合計額を「(10)」に記入してください。

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項	必要経費・差引金額(収入金額から必要経費を差し引いた金額)、所得金額(差引金額から特別控除等を差し引いた金額)をそれぞれ記入し、所得金額の合計額「二」を申告書表面右の「(11)」に記入してください。
11 事業専従者に関する事項	生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族が、営業等・農業・不動産貸付業などに、1年を通じて6ヵ月を超える期間専従した場合、1人につき次の(1)または(2)のいのちかの少ない金額が事業専従者控除額として必要経費となります。 (1) 50万円(配偶者の場合は86万円) (2) (事業所得+不動産所得+山林所得) ÷ (専従者数+1)
12 別居の扶養親族等に関する事項	同一生計配偶者(控除対象配偶者を含む)・扶養親族のうち、別居している人について記入してください。ただし、年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族(留学により非居住者になった人、障がい者、あなたからその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人は除く)について、扶養控除等の適用対象から除外されます。
13 寄附金に関する事項	都道府県・市町村、徳島県共同募金会・日本赤十字社徳島県支部への寄附金および徳島県または徳島市それぞれの条例で指定した寄附金がある場合、それぞれ該当する欄に寄附金額を記入してください。都道府県・市町村への寄附は、ふるさと寄附金(特例控除対象)とそれ以外(特例控除対象以外)について、それぞれ記入してください。
14 住宅借入金等特別税額控除に関する事項	所得税において住宅ローン控除が適用されている場合には、居住開始年月日、年末残高、特別控除可能額をそれぞれ記入してください。
15 所得金額調整控除に関する事項	あなたの給与収入金額が850万円を超える場合は、23歳未満の扶養親族または特別障がい者控除の対象となる同一生計配偶者もしくは扶養親族を記入してください。
16 事業税に関する事項	事業税は、事業の種類により税率が異なります。また、非課税の事業もありますので、次の(1)または(2)に該当する人は、「非課税所得など」欄に、該当する番号とその所得金額を記入してください。なお、他の都道府県に事務所等がある人は、「他の都道府県の事務所等」欄にチェックを入れてください。 (1) 複数の事業を兼業している人で、そのうち次に掲げる事業から生ずる所得がある場合 ①畜産業(農業に付随して行うものを除く。)から生ずる所得、②水産業(小規模な水産動植物の採捕の事業を除く。)から生ずる所得、③薪炭製造業から生ずる所得、④あん摩、マッサージまたは指圧、り、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業から生ずる所得(両眼の視力を喪失した者その他の両眼の視力0.06以下の者が行うものを除く。)、⑤装飾師業から生ずる所得 (2) 次に掲げる所得(非課税所得)がある場合 ⑥林業から生ずる所得、⑦鉱物採掘事業から生ずる所得、⑧社会保険診療報酬に係る所得、⑨外国での事業に係る所得(外国に有する事務所等で生じた所得)、⑩地方税法第72条の2に定める個人の行う事業に該当しないものから生ずる所得 ※この市民税・県民税申告の手引きに記載している所得税の税率は、所得税率と復興特別所得税率の合計としています。

個人市民税・県民税及び森林環境税の納税義務と税率及び税額

個人市民税・県民税は、均等の税率によって広く課税される均等割と前年の所得金額に応じて課税される所得割があり、それぞれの税率と納税義務がある人は、次のとおりとなっています。
なお、令和6年度から、森林の整備等に関する施策の財源として、森林環境税(国税)が課税されています。森林環境税は、個人市民税・県民税の均等割とあわせて、1人年額1,000円を賦課徴収します。

種類	税率(額)			納税義務がある人(基準日:1月1日現在)
市民税	県民税	国税		

<tbl_r cells="5" ix="4" maxcspan="1"